

第31回仙台市動物愛護協議会 議事録

開催日時	令和4年1月28日（金）14：12～16：11
開催場所	エル・パーク仙台5階 セミナーホール1・2
委員 (順不同・ 敬称略)	水越美奈（会長） 小野裕之（副会長） 後藤美佐 鈴木公至 細井戸大成 町屋奈 (欠席=木村孝 齊藤千映美)
事務局	健康福祉局次長兼保健衛生部長 同動物管理センター所長 同動物管理センター主幹兼管理係長 同動物管理センター管理係総括主任 同健康管理課長 同保健給務係長
次第	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 挨拶 3. 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 狂犬病予防集合注射の見直しについて (2) 新型コロナウイルス感染者の飼養するペットへの対応について 4. 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第3回人と猫との共生分科会について (2) 令和3年度仙台市動物愛護アクションプラン実施状況について (3) 令和4年度仙台市動物愛護アクションプラン（案）について (4) 初めて犬猫を飼う飼い主向けのリーフレット（案）について (5) その他 5. その他 6. 閉会

発言者等	
〈開会〉 進行	<p>それでは、これから第31回仙台市動物愛護協議会を開催したいと思います。</p> <p>司会進行役を務めます動物管理センターの釜谷と申します。よろしくお願ひいたします。</p> <p>まず初めに、今回、新型コロナウイルス感染拡大の影響のため、仙台市外の委員の皆様はオンラインでの参加となりました。事前に準備をしていただいたにもかかわらず、このような形での開催となりましたことをおわびいたします。</p> <p>また、オンライン会議開催に当たり、お願ひ事がございます。参加の皆様の前にパソコンが用意されていると思います。参加者からの挨拶、議題等の……（「聞こえない」と言っています。水越先生が聞こえないと言っています」の声あり）</p> <p>大変失礼しました。これで聞こえますでしょうか。はい。</p> <p>ご発言の際は、パソコン画面上のミュートを解除の状態、マイクオンとしていただいて、それ以外の場合はミュート状態、マイクオフをお願いします。</p> <p>そのほか、会議中、パソコンの操作はこちらでは不要ですが、不明な点がございましたらお知らせください。担当者が参ります。</p>

	<p>それでは、ただいまより第31回仙台市動物愛護協議会を開会いたします。</p> <p>議事に入る前に、本日お配りしております資料のご確認をお願いいたします。本日の配付資料の一覧は次第の裏面に記載がございます。次第、委員・事務局名簿、座席表、報告・協議事項、資料1から11、うち資料7仙台市獣医師会、資料8NPO法人エーキューブさんからお預かりしたもの、そのほか、参考資料1から5がございます。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、仙台市健康福祉局の川口次長兼保健衛生部長よりご挨拶申し上げます。</p>
〈挨拶〉 次長兼保健 衛生部長	<p>仙台市健康福祉局の川口でございます。音声は届いていますでしょうか。</p> <p>本日は大変お忙しい中、第31回仙台市動物愛護協議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>また、委員の皆様には協議会の委員をお引き受けいただきましたこと、心より御礼を申し上げます。</p> <p>このコロナ禍での開催ということで、このようなオンラインの開催になりました。先ほど機器のトラブルもありまして、お時間を頂戴いたしました。私のほうからも重ねておわびを申し上げます。</p> <p>仙台市動物愛護の取組でございますけれども、昨年4月に仙台市人と猫との共生に関する条例が施行されてございまして、この動物愛護協議会の中に人と猫との共生分科会というものが新たに設置をされてございます。こちらの分科会のご意見もいただきながら、猫との共生に向けて、飼い主が適正に猫を飼育し、飼い主のいない猫が適正に管理されるような社会の実現ということで努めているところでございます。</p> <p>本日の議題でございますけれども、本年度のアクションプランに沿って実施いたしました事業についてご報告をさせていただきますとともに、令和4年度の動物愛護アクションプランの案について、ご説明させていただきます。このコロナ禍で特有の課題というのもございますので、そういったことも含めましてご報告をさせていただきたいと考えてございます。</p> <p>委員の皆様には、ぜひ忌憚のないご意見、ご助言を賜りたいと考えてございますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>簡単ではございますけれども、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。</p>
進行	<p>それでは、今回ご出席いただきました委員の皆様を五十音順にてご紹介させていただきます。</p> <p>なお、齊藤委員、木村委員からはご欠席の連絡をいただいております。</p> <p>小野裕之様。</p> <p>後藤美佐様。</p> <p>鈴木公至様。</p> <p>細井戸大成様。</p> <p>町屋奈様は猫分科会にはご参加いただいておりますが、本日は初めての協議会本会</p>

	<p>なので、改めてご挨拶をお願いします。</p> <p>水越美奈様も猫分科会にはご参加いただいておりますが、本日は初めての協議会本会なので、改めてご挨拶をお願いします。</p>
水越委員	<p>すみません、音声がちょっと聞き取りにくいので、マイクを使っていただければと思います。</p>
進行	<p>はい、分かりました。</p> <p>委員の委嘱期間は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間となっております。委嘱状は、昨年、委嘱時におきまして各委員に郵送しておりますので、委嘱状の授与は省略させていただきます。</p> <p>次に、本会の会長選出、令和3年4月に文書にて、水越美奈委員が選出されております。</p> <p>まず、水越会長から改めて一言ご挨拶をお願いします。</p>
水越会長	<p>委員の方におかれましては、新型コロナが猛威を振るう中、ご参加いただき、ありがとうございます。会長職につきましては不慣れなところがございますので、不備やご迷惑をおかけすることもあるかもしれません、よろしくお願ひいたします。</p>
進行	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、副会長の選出に入りたいと思います。規定によりまして、副会長は会長が指名することとなっておりますので、水越会長からご指名をお願いします。</p>
水越会長	<p>指名ということなので。動物愛護行政はどちらでも地元の獣医師会との関わりや支援というものが重要なものとなりますので、獣医師会の小野先生に副会長をお引き受けいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。</p>
進行	<p>それでは、小野委員、副会長をお願いします。小野委員、副会長席へのご移動をお願いします。</p> <p>小野副会長より一言ご挨拶をお願いいたします。</p>
小野副会長	<p>改めまして、仙台市獣医師会の会長を務めております小野でございます。このたびはよろしくお願ひいたします。</p> <p>会長職を引き受けてから2期目、3期目に……、何かよく分からなくなりましたけれども、少し長くなってきましたけれども、まだまだ相変わらず慣れないこと、不勉強なことが多い、日々、あれやこれやと考えていることが多いこの頃です。</p> <p>今日の件も、資料とともに出させていただきましたけれども、後ほど説明しますので、皆様方と有益な情報交換、それから今後の方針の協議ができればと願っております。</p> <p>以上です。よろしくお願ひいたします。</p>
進行	<p>次に、事務局よりお願いがございます。本日の協議会は公開で行われ、議事録を作成いたしますので、ご発言の際はお手元のマイクをご使用いただくようお願い申し上げます。</p> <p>続きまして、次第3、報告事項に進みたいと思います。</p> <p>報告事項（1）と（2）を続けて事務局からご説明します。</p>
動物管理センター	<p>ではまず、（1）狂犬病予防集合注射の見直しでございます。資料1をご覧ください。</p>

所長	<p>狂犬病予防注射については、動物病院で行う個別注射と公園等に集めて一斉に行う集合注射がありますが、本市は、令和3年度より個別注射のみとし、集合注射を行わないこととしました。</p> <p>狂犬病予防注射は、毎年4月から6月まで接種することが犬の飼い主に義務づけられています。本市では、これまで接種率向上のため、毎年4月に約130か所の公園等での会場で集合注射を仙台市獣医師会と協働で実施しておりました。</p> <p>見直しの理由としては、集合注射は屋外の劣悪な環境での実施であり、設定上、1頭当たりの診察時間が20秒から30秒とされており、さらに問診と注射実施の獣医師が別々であるなど、必ずしも安全で衛生的に接種する環境として十分ではありませんでした。</p> <p>また、集合注射会場では、犬が密集するため興奮し、咬みつきや逃走の事故が毎年発生しておりました。令和2年度に感染拡大防止のため、急遽、集合注射を中止しましたが、特に大きな混乱はなく、接種率も大きく落ち込むことはませんでした。</p> <p>これらのことから、本市では集合注射を取りやめ、動物病院で実施する個別注射へ移行することとしたものです。</p> <p>接種率向上対策としては、市政だよりやはがき、公園にポスターを掲示して広報したほか、メール配信システム、区役所におけるデジタルサイネージなど、新しい広報ツールにより接種勧奨しました。9月には、未接種の犬の飼い主にお知らせはがきを送付しました。</p> <p>獣医師会の接種勧奨対策としては、各病院から飼い主へ接種勧奨はがきを送付したり、犬の来院時に必ず狂犬病予防注射について口頭やカルテで確認し、未接種の場合は接種勧奨を実施、どうしても病院に行く手段がない方には、通常より安価での往診ということでご協力いただきました。</p> <p>続きまして、（2）新型コロナウイルス感染者の飼養するペットへの対応でございます。資料2をご覧ください。</p> <p>ペットの飼い主が新型コロナウイルス感染症に罹患し、入院または宿泊療養によりペットの飼養管理が困難になる場合、一義的にはペットの飼い主が預け先を確保することが原則であります。しかし、ペットの飼い主が預け先が見つからないことを理由に入院を拒否する事例が他自治体であったことから、本市では、市内の動物取扱業でペットホテルやペットシッターの登録がある事業者に確認し、新型コロナウイルス感染者の飼養するペットを受け入れ可能と回答したペットホテルやペットシッターのリストを作成しました。</p> <p>保健所から入院や宿泊療養の指示があり、ペットの預け先がどうしても見つからなかつた場合に、リストから対応可能なペットホテルやペットシッターをご紹介しております。この際の費用や事業者がペットを迎えるかどうかなどは飼い主自ら確認していただくこととしております。</p> <p>現在のところ、対応可能な事業者は市内14件でございます。</p> <p>この事業を開始した令和2年12月から令和3年12月末までの紹介依頼件数は23件となっており、犬13頭、猫8頭、その他3頭でした。現在、新型コロナの患者数が増加していることから、お問い合わせも少し増えてきたところです。</p>
----	--

	報告は以上です。
進行	<p>ただいまご説明しました報告事項（1）と（2）について、何か質問等はございませんか。</p> <p>特にないようですので、それでは次に進めさせていただきます。</p> <p>それでは、次第4、議題に進みます。</p> <p>議事進行につきましては、協議会設置要綱第6条の規定に基づきまして、会長にお願いすることとなります。水越会長、よろしくお願ひします。</p>
水越会長	挙手がありましたので、先に町屋委員から先ほどの報告についての質問をお願いでさればと思います。
町屋委員	<p>すみません、ありがとうございます。すみません、手を挙げるのが遅くなってしましました。日本動物福祉協会の町屋です。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>新型コロナウイルス感染者の飼養するペットへの対応のところでちょっと質問させていただければと思うんですが、飼養ペットの対応可能な事業者とあるんですけども、どれぐらいの頭数を預かることができるんでしょうか。例えば足りなくなつた場合には、そちらのセンターさんのほうで受け入れることも考えなければいけないのではないかと。ちょっとそこら辺が疑問に思いましたので、ご回答をお願いいたします。</p>
動物管理センター所長	<p>それでは、お答えします。</p> <p>今のところ、ペットホテルとペットシッターですので、シッターは上限何頭というような範囲がございませんので、ペットホテルとペットシッターで間に合っているというようなところでございますので、その後の手段というものは検討はしているところですけれども、まだ確実に決まっていないという部分でございます。</p>
水越会長	<p>町屋委員、よろしいでしょうか。</p> <p>では、議事をこちらで引き受けさせていただきます。</p> <p>それでは、議題4に進むわけですけれども、議題に入ります前に、まず議事録署名人を決めたいと思います。この協議会では議事録を作成し、市政情報センターあるいはホームページに公開を予定しております。議事録の適正な作成のため、委員全員の署名に代えて、あらかじめ署名をする委員を指定する会議録署名委員制度を採用しております。この署名委員については、前回に引き続き後藤美佐委員にお願いしたいと思っておりますが、後藤委員、よろしいでしょうか。よろしくお願ひいたします。</p>
後藤委員	はい、ご指名でございますので、引き受けさせていただきます。
水越会長	<p>ありがとうございます。それでは、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、次第に沿って議事を進行していきたいと思います。委員の皆様、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、事務局より、（1）人と猫との共生分科会についてご説明をお願いいたします。</p>
動物管理センター所長	<p>事務局より、仙台市動物愛護協議会第3回人と猫との共生分科会について報告します。</p> <p>資料3をご覧ください。</p> <p>令和3年7月30日に、水越委員を会長として、第3回人と猫との共生分科会を開催</p>

	<p>しました。今回の会議は、令和2年度の猫に関する事業報告と令和3年度以降の事業計画（案）についてご意見、ご質問をいただき、その後、各委員から猫に関する取組についてお話しいただき、それぞれの立場の相互理解を深める目的で開催しました。</p> <p>議事の内容としては、事務局案でご了承いただきました。</p> <p>ご意見としては、水越委員からは、取組をすると相談件数は増えることが多いので、苦情と相談を分けて評価することはよいというご意見をいただいたほか、鈴木委員から、各区役所のロビーで啓発活動を実施したらどうかなどのご意見をいただきました。</p> <p>その他、町屋委員から超音波発生装置の効果について、小野副会長から収容頭数は減少しているのに苦情相談件数が増えている理由、橋本委員から子猫処分の基準体重についてご質問があり、それぞれ回答したところです。</p> <p>詳細は、青いインデックスの参考1として、人と猫との共生分科会資料と議事録をつけておりますので、後ほどご確認いただければ思います。</p> <p>ご報告は以上です。</p>
水越会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明について、何かご意見等ございますでしょうか。ご意見、ご質問がございましたらお願ひいたします。</p> <p>後藤委員と細井戸委員以外はこの分科会の委員になっておりますので、特に後藤委員と細井戸委員から何かご質問があればお願ひしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。</p>
細井戸委員	議事録を読ませていただきましたけれども、特にございません。
水越会長	ありがとうございます。後藤委員はいかがでしょうか。
後藤委員	同じくございません。
水越会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、次に進めていきます。</p> <p>それでは、次の議題（2）の令和3年度仙台市動物愛護アクションプラン実施状況と、議題（3）令和4年度アクションプラン（案）について、続けて事務局よりご説明をお願いします。</p>
動物管理センター所長	<p>新しい委員もいらっしゃいますので、アクションプランのご説明の前に、本市の施策の体系についてご説明いたします。</p> <p>恐れ入りますが、青インデックスの参考3、仙台市動物愛護行政の基本指針についてご覧ください。</p> <p>この基本指針は、平成16年6月に設置された仙台市動物愛護協議会において協議を重ね、平成18年2月に策定されました。</p> <p>表紙のページにあります基本的視点は、人と動物の共生の推進並びに市民協働の推進でございます。この基本的視点の上に施策の体系がございます。</p> <p>1枚おめくりいただき、右のページをご覧ください。施策の体系は、大きく、I適正な飼養の推進、II人と動物の良好な関係構築の推進、III人材の育成、市民との連携に分かれしており、Iには5つ、IIには3つ、IIIには2つの施策項目が立てられており、その内容も規定しております。</p>

この基本指針に基づいて毎年度アクションプランを策定し、各分野からの関係者から成る、この仙台市動物愛護協議会で実施状況の点検・評価やご意見をいただいているところです。

引き続き、令和3年度仙台市動物愛護アクションプランの実施状況についてご説明します。赤インデックス、資料4をご覧ください。

資料4におきまして、令和3年度の数値は12月末時点における集計結果となっております。令和2年度以前の集計結果は、各年度末の集計結果となっておりますので、ご承知願います。

最初に、1ページ、重点事業1の飼い猫の適正飼養及び飼い主のいない猫の適正管理の推進でございます。

まず、1、飼い主のいない猫の自然繁殖防止対策として、本市は仙台市獣医師会が実施する飼い主のいない猫の避妊去勢事業の事業経費の一部として補助金交付を行っております。現在の1頭当たりの助成金額は、雄猫4,500円、雌猫9,000円となっております。12月末時点において、利用頭数が合計673頭であり、前年同月比149%と増加しております。

おめくりいただいて、2ページをご覧ください。

本市では、猫の不妊去勢手術が推進されるよう、(2)電話相談時や市民説明会で制度のご紹介を行っているほか、(3)猫を捕獲運搬するための捕獲器やケージの無料貸し出しを行っております。

(4)令和3年度より、仙台市獣医師会の制度変更により、連署人を2名から1名に緩和したほか、1動物病院当たりの手術頭数の上限を撤廃したことにより、大幅に利用が増加したところです。後ほど小野委員より詳細をご報告いただきたいと思います。

この事業の効果として考えておりますのは、無秩序な繁殖の抑制による、屋外で生活している猫の数の減少でございます。

1ページにお戻りください。1ページ、右下に飼い主不明の猫の死体数について記載しております。これは、本市のペット斎場に持ち込まれた交通事故等で死亡した猫の死体数でございます。平成25年度以降、前年度比91から98%で推移し、減少傾向ではございましたが、条例が施行された令和2年度は1,889頭、前年度比85%となっており、屋外にいる猫が減少していると思われます。

次に、6ページをご覧ください。猫の収容等の頭数についてグラフで示しております。令和3年12月末では356頭、前年同月比87%と減少しております。

その下の参考にあります苦情及び相談の状況についての表をご覧ください。今年度12月末の苦情件数の合計は387件、相談件数の合計は275件となっており、前年同月比は苦情約74%、相談63%と減少しており、不妊去勢手術の推進や屋内飼育の啓発により、外にいる猫の数が減少し、苦情や相談件数が減少に転じている可能性がございます。

資料4の2ページにお戻りください。2番の地域猫活動への支援でございます。

まず(1)です。条例に基づき、地域猫活動に関する知識等について普及するため、市民ボランティア団体、しっぽゆらゆら杜猫会と連携した市民説明会を各区で1回、

合計5回開催する予定でしたが、宮城県にまん延防止等重点措置が発令されたため、8月31日分を中止し、合計4回、38名の方にご参加いただいております。説明会終了後は個別相談会も実施しており、全参加者38名のうち、市に対して13名、ボランティアに対して9名からご相談があり、対応しました。

説明会のアンケートからは、猫問題の解決方法が分かった、野良猫を避妊する際の手順が分かったなどの好意的な意見のほかに、避妊去勢手術の費用はどうするのか、地域猫活動について支援するのではなく、市の主体的な取組を聞きたかったなどのご意見もありました。

(2) 第1回人と猫との共生分科会における協議を経て作成しました地域猫活動手順書を、市民利用施設83か所、436部配架しました。

(3) 電話対応による相談件数の項目の中に地域猫活動に関する項目を追加したところ、12月末までに30件の相談がございました。

次に、3ページをご覧ください。(4) 市民説明会をきっかけに、地域猫活動に関心のある町内会、新たに3か所からのご相談があり、この3か所は町内会単位で不妊去勢手術や地域猫活動などに取り組んでいるところです。このような町内会からのご相談等に細やかに対応し、継続できるように支援してまいりたいと考えております。

(5) 町内会や地域等への取組支援としまして、不妊去勢手術を実施する際に猫を捕まえたり運搬したりするため、捕獲器を63件83台、ケージを19件23台貸し出ししているほか、単独で飼い主のいない猫への不妊去勢手術が困難な場合には、手術のための捕獲や病院への搬送等のお手伝いとして、しっぽゆらゆら杜猫会の紹介を5件行い、今年度は18頭の不妊去勢手術を行っております。

獣医師会の助成制度の利用頭数が伸びているからか、不妊去勢手術をするための捕獲器の貸し出しが昨年の倍になりましたことが特徴でございます。

次に、(6)です。各種メディア等による取材につきましては、条例、ペット同行避難について取材対応しております。掲載された記事を青いインデックスの参考5にけておりますので、後ほどご覧ください。

続きまして、3、適正飼養に関する周知・啓発でございます。

まず初めに、(1) 猫の適正飼養セミナーの開催でございます。11月12日に、協議会会長の水越先生を講師として、「人と猫が共に暮らしやすい街にするために」と題してご講演いただき、市民61名が参加しました。内容は、室内飼いの勧め、猫の特性の説明、避妊去勢手術の効果、室内猫の尿マーキングへの対応、不適切な排泄行動の防止方法などをご説明いただき、アンケートでは、家の猫の生活に役立てたい、動物看護師として今後に生かせる内容が多かったなど、非常に好評でした。

続きまして、チラシなど、印刷物などによる普及啓発です。令和2年度に施行されました仙台市人と猫との共生に関する条例、平成28年度に策定しました「飼い猫」と「飼い主のいない猫」の適正飼育ガイドラインの普及啓発については、(2) ホームページへの掲載、(3) 仙台市獣医師会の会員病院への配架を実施いたしましたが、区民まつりや動物フェスティバルなどのイベントの開催が中止になったところです。

昨年度の協議会において、コロナ禍での動物行政の変化も非常に大切な問題だということを佐藤衆介先生からご意見をいただきました。

	<p>4ページをご覧ください。昨年度ほどではありませんが、今年度も大きなイベントが中止されたため、チラシ等の啓発活動をする機会が減ってしまったのですが、コロナ禍の新しい試みとして、今年度は大型スーパー・ペットショップ、ペットフードを販売しているホームセンターなどにチラシやポスターなどをお願いしました。特に責任の自覚がないまま、飼い主のいない猫への餌やりをしている方は、量販店にて安価なペットフードを購入されると思われたため、猫に餌やりをする方には守るべきルールがあるということを呼びかける仙台市人と猫との共生に関する条例についてのポスター・チラシを重点的に配布しました。令和3年12月末の実績は、チラシ合計926枚、ポスター40枚でした。</p> <p>このほか、(6)にありますとおり、町内会等からご要望があった場合、チラシやリーフレットを提供しており、4,491枚の配布をしております。昨年同時期と比べ、約2倍となっております。</p> <p>赤インデックス、資料9をご覧ください。12月末時点で、本市のYouTubeサイト「せんだいTube」を5回、メール配信サービスを23回実施しており、配信した内容を掲載しております。なお、せんだいTubeの視聴回数は合計で3,123回となっております。(「所長のパソコンが落ちたままになっているんですけども」の声あり)聞こえませんか。(「何も聞こえませんが」の声あり)すみません、少々お待ちください。</p>
進行	<p>接続が切れてしまったようで、今、再度接続しておりますので、少々お待ちください。</p>
動物管理センター所長	<p>それでは、資料9のところからもう一度説明します。</p> <p>資料9をご覧ください。12月末時点で、本市のYouTubeサイト「せんだいTube」を5回、メール配信サービスを23回実施しており、配信した内容を掲載しております。</p> <p>それでは、資料4の4ページにお戻りください。</p> <p>続きまして、4に記載のあるとおり、人と猫との共生分科会を開催しております。内容につきましては、先ほどご報告させていただきましたとおりでございます。</p> <p>続きまして、5に記載のあるとおり、地域猫活動を進めるボランティアを後押しするため、例年、ボランティア向けセミナーを開催しており、今年度は2月8日に実施する予定です。</p> <p>続きまして、6、猫の譲渡の推進でございます。飼い主のいない猫としてセンターに収容し、譲渡対象となった個体については、仙台市獣医師会のご協力により、成猫9頭及び子猫20頭の計29頭の不妊去勢手術を実施しました。</p> <p>(2) 譲渡会の開催とミルクボランティアの一時預かりでございます。令和3年12月末での譲渡頭数は197頭で、前年同月比81%でした。収容頭数が減少しているため、譲渡頭数も減少しております。</p> <p>このほか、哺乳が必要な体重250グラム程度の子猫を登録していただいたミルクボランティアに預け、可能な限り生存の機会を与えるよう努めておりますが、令和3年12月末時点で80頭の子猫を育てていただきました。</p> <p>次に、7、飼い主のいない猫に関する苦情対応でございます。飼い主のいない猫に関する苦情の対応は、センターで餌を与えている方へルールを守っていただくよう指</p>

導するほか、被害を被っている敷地の管理者が自衛策を講じる必要もあることから、自衛策についてまとめたチラシ配布や超音波発生装置の無料貸し出しを行っております。

おめくりいただきまして、7ページをご覧ください。重点事業2の動物介在活動の普及推進でございます。

(1) 動物介在活動の普及・啓発のためのセミナーは、今年度開催しておりません。

(2) 動物介在活動の実践ですが、NPO法人エーキューブと協働で行っている今年度の市内小学校への訪問活動は10校11回実施で、参加者は502名でございます。今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、生徒数が多い学校の場合は回数を増やして参加人数を少なくして実施いたしました。訪問活動の詳細については、後ほど後藤委員よりご報告いただきたいと思います。

おめくりいただきまして、8ページをご覧ください。その他の取組として、職場体験等の受け入れを行い、13校87名の方が参加しております。昨年度4校でしたので、今年度は感染者が少ない時期に多く集まつたのかなと感じています。その中で、適応指導センターの先生から、適応指導センターで行事を行う場合、なかなかみんなと一緒に参加できなかったり、当日キャンセルの子供もいる、その中で今回の動物管理センターで行う職場体験は一人のキャンセルもなかった、動物が子供に与える影響は非常に大きいとのお話をいただき、改めてこの活動の重要性を感じたところでございます。

また、今年度は動物愛護の研究のため、動物管理センターを取材したいという高校生からの申し込みも多かったことが特徴でございます。

遠隔地から参加の方には大変申し訳ないんですけども、この会場に適応指導センターの生徒さんからの感想などを書いた寄せ書きが貼ってありますので、お帰りの際にでもご覧ください。

次に、重点事業以外について、令和2年度アクションプランの具体的な取組でございます。

9ページをご覧ください。初めにご説明した施策の体系に沿ってまとめてあります。

I 適正な飼養の推進におけるI-①飼い主のマナー向上対策です。

1、各種媒体を利用したマナー向上啓発の推進については、重点事業でご説明した仙台市人と猫との共生に関する条例に係るチラシやポスターの配布をはじめ、犬についても、(1) 獣医師会を通じて動物病院へマナー向上のパンフレット等3万枚を配布して、犬の飼い主に配布していただいているほか、(3) 例年どおり、希望する町内会へ糞害防止看板を配布しております。

ここで、9ページ下に示した表をご覧ください。上が犬の苦情、下が犬の相談の件数となっております。令和3年12月末現在で、犬の苦情は110件、前年同月比で96%でほぼ変わらず、相談は105件で、前年同月比70%と減少しております。苦情は圧倒的に鳴き声に関する苦情が多く、苦情先をご訪問して、実際に吠えているようであれば必要な指導をしているところです。

おめくりいただきまして、10ページでございます。2、公園等によるマナー向上の推進において、苦情等の多かった公園で、犬の散歩時刻と思われる早朝や夕方の監視

を20か所、計40回実施しております。また、動物介在活動、譲渡会など様々な機会を通じて、飼い主に対する適正飼養の啓発を行っております。

3、動物への理解促進については、動物介在活動、譲渡会開催時において、動物の習性や生理及び感染症についての理解促進を40回、計787名に実施しております。また、職場体験学習の受け入れにより、13回、87名に実施しております。

次に、4、多頭飼育問題への対応としては、日常的に福祉担当部署等から犬や猫の多頭飼育等について情報提供や相談を受けた場合、丁寧な聞き取りを行い、できることを模索するなど、連携に努めております。今年度は新たな試みとして、地域包括センターや区役所の福祉担当課に対し、現場で活用できるよう、シルバー世代へのチラシを作成し、合計で1,180枚配布しております。

昨年度の協議会で、細井戸委員から、多頭飼育問題に対してもっと具体的な方法を模索してほしいとのご意見がありました。これまで私どもの健康福祉局内の研修にて、福祉担当部門の職員に対して猫の問題について理解を深めていただくようお話をしておりました。今年度は、動物管理センター職員も福祉部門のことを理解しなければならないと考え、成城大学で「多頭飼育問題を深く考える」というリモート講座が開講されたので、私を含めて動物愛護管理員全員が全部で6回、9時間の受講をしました。福祉部門について理解が深まったとともに、講座の中で多頭飼育問題は判断力の低下した高齢者で最も発生しやすいという話があったことから、まず高齢者にアプローチをすることとし、チラシを作成したものでございます。

赤いインデックスの資料11をご覧ください。これが実際のチラシでございます。チラシは、高齢者にも読みやすい字の大きさや色に配慮しております。まず、これを本庁の担当課に確認してもらい、その後、地域包括センターや区役所の福祉担当課に送ることで本庁の担当課に理解を広げ、現場で活用していただくことを目的としました。地域包括センターからは、研修などの際に動物管理センターから講師を派遣してほしいなどの相談もあり、今後対応する予定です。

続きまして、資料4の11ページをご覧ください。I-②終生飼養の推進における、1、犬猫引き取り件数の削減です。

致死処分数を減少させるためには、まず飼い主からの引き取りを減少させが必要となります。センターに引き取りを求める飼い主には犬猫を最後まで飼養する責務があり、自ら新しい飼い主を探さなければならぬことをお話ししています。新しい飼い主を探す手段としては、インターネットサイトのご紹介をするほか、ネットを利用できない方にはセンターの掲示板「わんにゃん命のリレー掲示板」の利用を紹介しており、12月末までに7件のご利用がありました。参考としてお示ししている表は、左が飼い主からの引き取り相談件数、右が飼い主からの引き取り頭数でございます。

飼い主が動物を手放す理由については、飼い主の病気や死亡、入所が最も多い理由として挙げられます。次に住居環境における問題や引っ越しの順番となっております。家族や親族の方に継続して飼育していただくことや、新たな里親探しを行うよう提案しておりますが、譲渡の取組を行っても譲渡先が見つからない場合には、飼い主からの引き取りを行わざるを得ない現状がございます。

引き取りや収容の状況が11ページ下からのグラフになります。まず、11ページの下、犬の収容等及び措置状況でございます。棒グラフの長さがセンターに収容等された犬の合計、棒グラフの濃い部分は飼い主へ返還された頭数、薄い部分は新しい飼い主へ譲渡された頭数です。点線は返還及び譲渡された率を示しており、死亡した犬以外は全て返還または譲渡されたことを示しています。100%を超えてるのは、年度をまたいだ個体があるためでございます。令和3年12月末時点では、収容頭数は44頭となっておりまして、前年同月比88%となり、今年度も前年度より減少する見込みです。

おめくりいただきまして、12ページのグラフをご覧ください。成猫の収容等及び措置状況、子猫の収容等及び措置状況を示しております。棒グラフの長さが収容等の合計、色の薄い、上から順に譲渡頭数、返還頭数、致死処分頭数となっております。成猫は、一般市民から負傷した個体の収容依頼がほとんどです。この部分の収容を減らすためには、屋外で生活する猫を減らす必要があります。令和3年12月末現在の収容等頭数は109頭であり、前年同月比103%とほぼ同数ですので、令和2年度並みになると思われます。

次に、下のグラフです。子猫の収容に関しては、育児放棄と判断され、警察やセンターに持ち込まれたものがほとんどです。この部分の収容を減らすためには、不妊去勢手術を推進する必要があります。令和3年12月末現在の収容等頭数は247頭であり、前年同月比81%となり、令和3年度も前年度より減少する見込みです。

続きまして、12ページの下段、2、収容動物の譲渡の推進でございます。引き取りまたは収容した犬猫の譲渡の推進に関しましては、(3)にありますとおり、仙台市獣医師会のご協力により、譲渡対象の成犬5頭、成猫9頭及び子猫20頭に不妊去勢手術等を実施しております。

また、(4)市民ボランティアと協働で猫の譲渡会を29回開催し、収容されている犬のシッターのため、エーキューブ会員延べ55名にご協力いただきました。

また、13ページ(5)にありますとおり、来月2月16日から譲渡猫の写真展を科学館のエントランスホール及び動物管理センターにて開催を予定しており、あわせてセンターの譲渡事業の広報や猫の完全屋内飼育等の適正飼養について啓発していきたいと考えております。

(6)の下にあります表は、令和3年度の譲渡会等の開催回数でございます。犬は収容が少ないため、平日の開庁時間内に来ていただく隨時譲渡で、全て譲渡しております。猫は隨時譲渡のほか、毎週金曜日と月1回土曜日に譲渡会を開催して譲渡の推進に努めています。

先ほどの11ページ及び12ページのグラフにおいて、点線が返還・譲渡率を示しておりますが、犬ではほぼ100%、成猫では50~60%で横ばい、子猫は令和元年度以降60%となっており、増加傾向になっております。

続きまして、13ページの中段、3、個体識別措置の普及推進でございます。(2)にありますとおり、仙台市獣医師会によりマイクロチップの無償提供を受けて、譲渡対象の犬9頭及び猫39頭に装着しております。法改正により、令和4年6月1日から動物取扱業におけるマイクロチップ装着や情報登録が義務化となることから、今後も譲渡対象動物に可能な限りマイクロチップを装着してまいります。

続きまして、13ページ下段、I-③未登録犬及び狂犬病予防注射未実施犬対策でございます。令和2年度に集合注射を中止し、接種率は75.5%と微減でありました。令和3年度以降の取りやめについては、報告事項で報告したとおりでございます。今年度の接種率は集計中でございます。

(2) にありますとおり、令和3年度は9月に未接種の方へお知らせはがきを1万5,092頭分送付したほか、仙台市獣医師会とも連携し、接種率向上事業を実施しました。また、犬の返還や苦情等の指導の際は、必ず狂犬病予防注射の実施状況を確認し、指導しております。その他の取組としては、集合注射会場となっていた公園や市民利用施設130か所に接種啓発のポスターを掲示しました。

参考として、予防接種実施状況について14ページに表を掲載しております。

続きまして、14ページ中段、I-④動物取扱業者の責務の徹底における1、動物取扱業者への指導・啓発についてです。

(2) の動物取扱責任者研修会は、仙台市主催で3回、宮城県主催で7回の計10回の開催となりました。宮城県と仙台市では、人数は限られておりますが、お互いに受講者を受け入れており、受講者の利便性を図っております。今年度の仙台市の受講者は314名であり、受講率は95.4%となっております。例年、本市では年1回の開催でしたが、会場の収容人数の半分までとしたため、感染症対策を十分に行い、約100名ずつ3回の開催を実施しました。昨年度はたくさん的人数が集まるに不安な声も聞かれましたが、今年度はほとんどなく、ご理解が進んだものと思っております。

(3) の動物取扱業者への立入実施状況ですが、今年度の全立入検査は12月末現在で140件となっております。

立入検査における主な指摘内容は、①広告・表示、ホームページへの登録事項の未記載など46件、②台帳の整備不備や記録項目の不足等42件、個体ごとの帳簿の記入事項の記載漏れ33件、環境管理24件、ケージ・運動スペースの基準に関するもの23件、標識の掲示なし16件でした。

続きまして、15ページをご覧ください。I-⑤特定動物の飼い主の責務の徹底でございます。

特定動物の愛玩目的による飼養・保管は禁止となりましたが、令和2年6月1日以前に許可を取得していたものは、その個体に限り終生飼養するため、特別に許可を取得していくこととなります。昨年5月に横浜市で特定動物のアニメニシキヘビの脱走が大きく報道されましたが、特に個人で飼養している愛玩目的の特定動物については、今後も立入検査を継続し、厳重に保管されているか、確認してまいります。

続きまして、15ページの中段、II人と動物との良好な関係構築の推進でございます。

II-①とII-②については重点事項ですので、ご説明したとおりでございます。

おめくりいただきまして、16ページをご覧ください。II-③災害時の動物愛護対策です。

今年度はボランティア団体エーキューブと連携して、仙台市地域防災リーダーの講習会に講師として参加しました。地域にいる仙台防災リーダーの方と町内会長が参加し、合計365名の方にペット同行避難の際の備えについて説明し、同行避難啓発チラシを配布しました。当日、会場からはたくさんの質問が寄せられ、関心の高さがうかが

えました。3月には仙台防災未来フォーラムにおいて、エーキューブとともにブース出展を行う予定になっております。今年度は、区民まつりなど、通常のイベントがなかったかわりに、仙台防災リーダー講習会を契機として、防災に関するラジオ出演や5万部印刷予定のサバ・メシ防災ハンドブックへペット同行避難に関する記事掲載が決定し、ペット同行避難の普及推進の機会を多くいただきました。

最後に、Ⅲ-②関係団体、市民、行政の連携についてですが、例年、中心部イベントホール等で1日のみ開催していた動物慰靈祭ですが、昨年度に引き続き今年度も9月13日から17日に動物管理センターホールで5日間の慰靈の日を設置し、自由にお参りしていただく方式にしております。

関係団体との連携については、仙台市獣医師会、エーキューブ、しっぽゆらゆら杜猫会、個人登録ミルクボランティア、動物取扱業者など、様々な皆様と連携し、ご協力をいただくことでセンターの活動が成り立っており、それぞれの項目でご説明したとおりでございます。

令和3年度仙台市動物愛護アクションプランの実施状況については以上です。

続きまして、資料5をご覧ください。

令和4年度仙台市動物愛護アクションプラン（案）につきまして、令和3年度と変更する部分について下線を引いておりますので、その部分をご説明したいと思います。

まず、1ページをご覧ください。I適正な飼養の推進、I-①飼い主のマナー向上対策でございます。

（3）としまして、「譲渡希望者に対して、個別に適正飼養について指導するほか、譲受者全員に翌年飼養方法を確認するアンケートを実施し、必要に応じて指導を行います」という項目を追加しました。これは現在行っている取組ではございますが、アクションプランには明確に規定されておりませんでした。本市では、犬猫の譲渡に関して致死処分を減らすという側面はもちろんあるんですけども、適正飼養する飼い主を一人でも多くするという目的で事業を実施しております、適正飼養について受付時並びに譲渡決定時にお話をさせていただくほか、譲り受けをした方には不妊去勢手術やワクチン接種の有無について1年後にアンケートを実施し、状況を確認し、実施がなかった場合、電話にて理由をお聞きするなど、必要な指導をしており、これについて改めてアクションプランに規定したものでございます。

続きまして、（4）「希望する町内会へ犬の糞害防止看板（新デザイン）、猫の餌放置防止看板、チラシ、ポスター等を無料配布し、啓発を行います」の部分です。これは、来年度、犬の看板のデザインを新しくするとともに、令和3年度から配布している猫看板のこともアクションプランに規定するものでございます。

続きまして、（5）の全国一斉クリーン作戦については、この事業自体がなくなったとの連絡がありましたので、削除することとしました。

2ページをご覧ください。2、公園等におけるマナー向上の推進の（1）の部分は文言整理でございます。

次に、（3）「動物取扱責任者研修会では、犬の販売時に排泄物の片づけ等のマナー向上について新しい飼い主に説明することの重要性を伝えます」を新たに追加しました。犬は猫と違い、飼い始めるときにはブリーダーやペットショップなどから購入す

ることが多いと推定されますことから、販売時のご説明が非常に重要と考えております。犬の排泄物に関しては、しつけなどの技術的な問題ではなく、飼い主のマナーの問題であって、お困りの町内会も非常に多いことから、責任者講習会ではこの部分を特出ししてお伝えしており、アクションプランに規定することとしました。

続きまして、4、多頭飼育問題への対応の（2）の部分でございます。（2）「地域包括支援センターや区役所の福祉担当課に対し、現場で活用できるようシルバー世代向けのチラシを配布します」の部分を新たに追加しました。配布するチラシは先ほど見ていただいたとおりでございまして、アクションプランに新たに規定いたします。

続きまして、2ページのI-②終生飼養の推進の中の2、収容動物の譲渡の推進でございます。

（4）として、「登録されたミルクボランティアとの協働により離乳前の子猫の生存率を上げ、譲渡につなげる取組を推進します」を新たに追加しました。ミルクボランティアの制度は平成26年度から実施しておりますが、今までアクションプランには規定しておりませんでした。子猫の生存率を上げるため、重要な取組としてアクションプランに規定し、実績についてもご報告していきたいと考えております。

続きまして、3ページをご覧ください。上段の1、未登録犬及び狂犬病予防注射未実施犬対策でございます。

（2）として、新たに「マイクロチップ義務化に伴う狂犬病予防法の特例等の法改正に適切に対応します」を追加しました。令和4年6月1日から、ブリーダーやペットショップにおいて販売する犬猫に関してマイクロチップの装着と登録が義務化され、狂犬病予防法の特例としてマイクロチップの登録をすれば犬の登録申請がなされたものとみなすことや、マイクロチップは鑑札とみなすとされることなど、特例が施行されますことから、適切に対応してまいります。

続きまして、（6）「狂犬病予防注射は安全で衛生的な動物病院で行うことを周知します」を新たに規定しました。令和3年度より狂犬病予防集合注射を取りやめたことから、狂犬病予防注射は個別に動物病院で行うことを引き続き周知してまいります。

おめくりいただきまして、4ページをご覧ください。上段の1、飼い主のいない猫の自然繁殖防止対策の（2）の部分でございます。飼い主のいない猫の避妊去勢事業の周知方法として「市民説明会」を追加してございます。

続きまして、3、市民が取り組む地域猫活動の支援の部分でございます。「各地域における説明会」の文言を「市民説明会」に修正いたします。

続きまして、中段のII-③災害時の動物愛護対策の1、災害発生時動物愛護対策事業の部分でございます。

まず、「今後の震災に備えて」の部分を「今後の災害に備えて」に修正しております。震災ですと地震によるものだけですが、災害となりますと、より広い意味になり、大雨による災害等も含まれることから修正するものです。

次に、（1）の1行目、ペット同行避難についての普及啓発を「ペット同行避時に飼い主が準備することについての普及啓発」と修正しております。避難所におけるペットの受け入れに関する部分は、本市では危機管理部局、飼い主の備えについての周知啓発は動物管理センターに役割が分担されていることから整理したものでございま

す。

続きまして、新たな項目です。(3)として、「『災害時における動物救護活動に関する協定』に係る被災動物救護対策連絡会において、市民ボランティア、仙台市獣医師会との情報共有を行います」の項目を追加しました。本市では、平成25年に仙台市獣医師会と災害時における動物救護活動に関する協定を締結しており、災害時は仙台市獣医師会や市民ボランティアと連携を図り、被災動物の保護収容をはじめ、獣医療支援、飼育支援、関係機関との調整等の支援事業を実施することとしています。平時は救護対策本部は救護対策連絡会となり、情報共有を行っているところです。

東日本大震災発生時には、仙台市、仙台市獣医師会、市民ボランティア2団体の4者で仙台市被災動物救護対策本部を設置し、被災動物の保護、動物管理センターへの収容、動物病院での一時預かり、診療、返還、譲渡、ペット同行避難への物資や獣医療支援、相談受付などを実施したと伺っております。特にエーキューブの皆様からは、当時、センターに収容された動物の世話やボランティアの受け入れ、避難所を巡回して、どこにどんな支援物資を配布したらよいかなどの情報収集と物資の配布をしていただいたとお伺いしております。被災動物救護対策連絡会は継続しているものであり、アクションプランに規定しておくこととしたしました。

続きまして、4ページ、一番下の部分でございます。Ⅲ-②関係団体、市民、行政の連携の部分でございます。

(1)として、新たに「高病原性鳥インフルエンザを疑う愛玩鳥を診療した場合の対応について、仙台市獣医師会を通じて動物病院に周知するとともに当センターにインフルエンザ簡易検査キットを常備し、必要に応じて提供します」の項目を追加しました。これも新たな施策ではありませんが、令和3年2月に仙台市内で回収された野鳥の死体から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されたことでもあり、改めてアクションプランに明記したものでございます。

ご説明は以上です。

水越会長	ありがとうございました。 それでは、今のご報告の補足として、仙台市獣医師会の小野委員から、飼い主のいない猫の避妊去勢手術費用の助成事業について、ご報告やご意見をいただきたいと思います。
小野副会長	それでは、仙台市獣医師会から補足の説明をさせていただきます。 資料は7をご覧ください。資料7の1ページ目の上のほうを見ていただければと思います。 まず、左上の表が簡単な合計の実施頭数というものになっております。令和1年、2年、3年とありますと、その合計頭数ですね。今年、令和3年度は717頭ですが、これは1月途中での頭数で、この時点で実は予定頭数を上回ってしまいましたので、打ち切りというか、終了になってしまいました。正確に言うと、もうちょっと実は予算枠が少なかったんですけれども、もうちょっとじゃあ獣医師会内で何とか出せる予算を頑張ってみようということで、少し頭数を上乗せしました。上乗せしてやったところが717という頭数になったという意味です。実際には前年度ぐらいの頭数というの

	<p>は一つの目安にしていたので、プラスアルファ70頭ぐらい増やしたみたいな、そういうことになっています。</p> <p>2月、3月と、この事業が結局できないというのはある意味痛いところではございますが、ただ、残念ながら、本当の意味でもう予算がないということがありますので、今年度はここまでということになりました。</p> <p>といつても、仙台市からの助成金がこの事業に大きく関わっておりまして、それは徐々に増やしていただいておりますので、この場をお借りして、また仙台市に御礼を申し上げたいと思います。</p> <p>頭数が増えることで、先ほどから事務局からの説明でありますように、収容頭数が減るということは、この数年の動きを見ていて、なるほどな、やっぱりそういうことだなというのはだんだん実感できるようになってきたと自分では思っております。ということがありますので、引き続きこの仕事はやっていかなければいけないだろうなということを思いを新たにしているところです。</p> <p>それから、あとは前回、猫の共生分科会でもお話ししたかもしれませんけれども、雄雌の比率がだんだんだんだん雄の去勢の申請頭数が多くなってきていて、何でかなと思っています。相変わらずよく分かりませんということですね。</p> <p>大ざっぱに以上となります。お返しします。</p>
水越会長	<p>ありがとうございました。猫の手術頭数が令和1年から3年まで増加しているというのは非常にすばらしいことだと思います。ただ、今、小野委員からもお話がありましたが、予算ということで年度の途中で計画が終わってしまうというのは非常に残念かなど。特に2月を過ぎますと発情期に入りますので、この時期にも避妊去勢がとても大事なものになってくると思いますので、今後また予算の増加、仙台市からの助成もよろしくお願いしたいと思います。</p> <p>続きまして、後藤委員に動物介在活動の普及推進についてのご報告やご意見をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
後藤委員	<p>では、ご報告させていただきます。</p> <p>コロナ禍ではありましたが、今年度も仙台市動物管理センターと協働で仙台市内の小学校にて動物介在教育を行いました。今年度としては、もう1校を予定しております。残念ながら1校、コロナの影響により中止というござりました。これは学校側からの申し出となっております。</p> <p>資料は8をご覧いただきながらになります。</p> <p>感染予防といたしましては、私たちスタッフ全て不織布マスクを着用し、学校側にも子供たちに不織布マスクの着用をお願いいたしました。次年度より、また強くこれはお願ひしていきたいなと思っております。</p> <p>換気といいますと、活動場所は体育館なので、いろいろなところを開けて、ちょっと寒い中での活動となります。換気も徹底し、入退室時の手や上靴などの消毒なども行いました。触れ合いになる場面では、児童との距離を適切に保ちながら行っております。</p> <p>先生方より、1・2年生はコロナ禍での入学になっており、楽しい活動、行事がほ</p>

	<p>とんど中止もしくは縮小されているという状況にある、本来であれば、いろいろな経験をするはずだったのに中止ということがあったので、今日の活動を本当に子供たちは楽しみにしていましたというお声がとても多くあります。大変な中、学校に来ていただき、ありがとうございましたという言葉も多くいただきました。</p> <p>学校での事前打ち合わせのときに印象に残った先生からのお言葉ですが、ある行事が中止になると、残念な報告を児童たちにしたときに、子供たちから出た言葉が、仕方ないよ、コロナだからという言葉だったそうです。児童も中止になることに慣れているようすとお聞きしました。</p> <p>そんな状況の中で、活動中の生き生きとした児童の様子で、先生方からの感想が例年以上に学校で開催できた、子供たちの笑顔がいっぱいあったという感想が熱く感じられました。</p> <p>ただ、今オミクロンが児童の罹患者が増えているので、今後も学校と動物管理センターと協議をしながら安全な活動を、残り1校がどうなるか分からずですが、やつていきたいと思っております。</p> <p>以上、エーキューブの動物介在活動の説明とさせていただきます。</p>
水越会長	<p>ありがとうございます。全国的にコロナの蔓延ということで、このような活動がなかなかできにくい状況であると思います。命の大切さということ以上に、適正飼養の普及といった意味でも、未来の飼い主であるお子さんに対するこのような活動はとても重要なものだと思っております。お話の中にもありましたが、安全に配慮しながら、できる限りこのような事業は継続していただきたいと願っています。</p> <p>それでは、これまでの令和3年度のアクションプランの実施結果及び令和4年度アクションプラン案について、ご意見、ご質問等ございましたら、委員の先生方、よろしくお願ひいたします。挙手をお願いいたします。町屋委員、よろしくお願ひいたします。</p>
町屋委員	<p>多頭飼育のところで教えていただければと思います。資料4の10ページ目の4、多頭飼育問題への対応というところなんですかけれども、今年度、12月末までの話だと思うんですが、発生件数が分かりましたら教えていただきたいと思います。</p>
水越会長	事務局、お願いします。
動物管理センター所長	<p>発生件数は、今年度はなかったと思います。昨年度の事例なんですけれども、ICUに入院されている72歳の男性がいて、会話ができない。その方は自宅で14頭の猫を飼育されている。病院を通じてボランティアが鍵を預かり、猫の世話をしている。ボランティアの方からのご相談がありまして、しかもその入院されている猫の飼い主は12月末で退去命令が出ている。病院のソーシャルワーカーは、本人は猫の所有権を放棄することには同意しないと思うとおっしゃっており、センターでは所有権放棄のない方の引き取りということはできないものでして、なかなか困ってしまったところです。</p> <p>その後、病院のソーシャルワーカーから12月31日に猫の所有権が大家に移ると弁護士から連絡があったというお話をいただきまして、大家さんのほうからセンターに所有権の移転を、猫の所有権放棄をしたい旨のお申し出がありました。その準備として、</p>

	<p>大家さんがセンターがケージを借り受け、所有権移転したら猫を捕獲して搬入するというご連絡があり、所有権が大家さんに移転してから大家さんが捕獲し、1月に9頭の成猫の引き取りを実施したという事例がございました。</p> <p>以上でございます。</p>
町屋委員	ありがとうございます。多頭飼育問題、仙台市での発生は多くないということですね。何件もあるような問題ではないと。
動物管理センター所長	その年によつても違うのかもしれないんですけども、あまり仙台市としては、そういう1年に何件もあることではないという認識でございます。
町屋委員	ご説明いただいた事案に対して質問させていただきたいんですけども、この場合、引き取り事業を行つたものに関しては引取り料が発生するということになるんですね。
動物管理センター所長	そのとおりでございます。
町屋委員	例えばアクションプランの対応で、飼い主からの依頼で飼い主が生活保護で引取り料支払い困難であった場合には、引き取り費用の減免措置はあるのでしょうか。
動物管理センター所長	今のところ、仙台市では引き取り費用の減免制度はございません。
町屋委員	多頭飼育問題に関してはこれ以上増やさないために不妊去勢をしなければならないということともう一点は保管場所の確保が重要だと思います。不妊去勢の実施については、例えば獣医師会と連携するなど、関係機関との協定などは結んでいるのでしょうか。
動物管理センター所長	多頭飼育問題については、現在、不妊去勢手術については検討中でございます。今は獣医師会さんと連携している部分は飼い主のいない猫の不妊去勢手術のほうをやつているところでございます。
町屋委員	ありがとうございました。 あともう一つ、14ページの動物取扱業者への指導・啓発のところなんですかでも、第一種動物取扱業者の登録件数と第二種動物取扱業者の届出件数を教えてください。
動物管理センター所長	少々お待ちください。
町屋委員	すみません、後で教えてもらえば大丈夫です。 あと、指導事項についてもご紹介していただいたんですけども、この指摘、指導した項目について、この後、どれくらい改善されたというところまでの把握はございますでしょうか。
動物管理	次の監視に行ったときに把握するというところで、ちょっと数字としては持つてい

センター所長	ないというところです。改善事例については。
町屋委員	改善はされていますか。
動物管理センター所長	改善するまで指導するというところです。
町屋委員	指導回数が何回ぐらいで、又はどのくらいの期間に改善しなければ次のステップ、行政命令にいくというはあるんでしょうか。
動物管理センター所長	<p>今のところ、あまり強硬的な措置を取ることはしておりませんで、何回も足を運んで改善を指導するというようなスタンスを取っております。なかなか動物取扱業者さんに強硬な手段を取るとかえって悪化してしまう場合があつたりすることが多く、その部分はまだ強硬な次のステップというところは取っておりません。</p> <p>それから、先ほどの動物取扱業の登録数なんですけれども、令和2年度末の数字なんですけれども、登録業者の総数は322件、業種別の内訳の件数ですと434件というところでございます。</p>
町屋委員	第一種の件数でしょうか？
動物管理センター所長	第一種動物取扱業の令和2年度末の件数です。
町屋委員	分かりました。ありがとうございました。以上です。
水越会長	<p>ありがとうございます。ほかにご意見等ございますでしょうか。</p> <p>鈴木委員、よろしくお願ひいたします。</p>
鈴木委員	<p>お尋ねします。令和4年度からの導入になるんでしょうか、マイクロチップの猫への導入ですか、それについて詳しく、私は初めてなもので知りたいなと思ったんです。というのは、先日、マスコミ等によって知ったことなものでございますけれども、これは所有者への義務化なのか、またはこのチップを入れる際の費用関係は個人なのか公費なのか、猫に対しての猫の体調などはどういうふうになるのか、変わりないのか。または、このようなことから、猫さんにとっては、本当に我々から見ると、私、この委員会に参加させていただいてからいろいろな説明を受けましたけれども、大分幸せな世界になったんじゃないかなと、すばらしい猫さんの世界だなと思っております。そんなことで、もしよろしければご指導いただきたいと思います。お願いします。</p>
水越会長	所長、お願いします。
動物管理センター所長	<p>マイクロチップの義務化については、令和4年6月1日から施行となるんですけども、それは動物取扱業者、ブリーダーとかペットショップにおいて販売するときまでにマイクロチップを入れなければいけないという義務化でございます。ですので、飼い主さん、飼い主さんというのは令和4年6月1日以降、ペットショップやブリーダーから犬や猫を買うときにはマイクロチップが入ったものを買うということになりますて、マイクロチップが入ったものを買ったときには、そのマイクロチップの中の情報を変更届というのを出して、マイクロチップの情報を自分の情報に変えることが</p>

	<p>義務になります。自分で今現在所有しているペットには努力義務ということですので、義務ではありませんけれども、できるだけ入れてほしいなという国の意向はあるようございます。ですので、マイクロチップを入れるという手続は義務でございますので、そのような義務が発生するところございます。</p> <p>それからあと、マイクロチップを入れて健康上はどうなのかについては、小野副会長のほうからご説明お願ひします。</p>
小野副会長	<p>じゃあ私のほうから、安全性の話を少しさせていただければと思います。</p> <p>日本獣医師会含め、幾つかの公的なところからコメントが出ていますが、基本的にはマイクロチップは安全なものです。国内の報告事例でいうと、動物体内に埋め込んだマイクロチップによって副作用とかアレルギーが出たという報告は今のところ皆無です。ありません。実際にあとは経験的なものを自分それから自分の周りの全ての獣医さんの話を全部あわせても、マイクロチップを埋めたところから何かが起つたみたいな、そういう話はやはり聞いたことはありませんので、とりあえずマイクロチップの表面はガラスとかポリマーみたいなもので包まれているんですけども、生物的適合性物質というんですね。覚えなくてもいい話ですけれども、そういうものなので、反応しないものなので安全ということですね。</p> <p>唯一、マイクロチップを入れるときの針は2ミリぐらいあって太いので、ちょっとそれは痛々しいですね。見ていると、普通の人が見ていたらちょっと痛々しいと思うかもしれません。僕ら獣医師はもちろん慣れていますから、普通の注射の針よりももうちょっと力が要るくらいの刺入の力で入れないといけませんけれども、だから大変とかいうことはなくて、でもたまに、あまりかわいそうだというので、マイクロチップの針を入れる前に鎮静剤を使ってくださいみたいな話が時々あったりして、それが一つ、副作用というよりは関連する話があります。大体そんなところですね。</p> <p>以上です。</p>
鈴木委員	<p>ありがとうございます。いろいろご指導いただいたわけでございますけれども、費用関係はどうなるんでしょうか。例えば既存に飼っている方が初めて、やっぱりうちの猫にも必要だなんていって入れる際に、そういう関係の費用関係はどうなるんですか。任意だからいいんですか。</p>
動物管理センター所長	<p>動物病院に連れていくてマイクロチップを入れていただくと、幾らかかるかというのは動物病院での設定になりますね。情報登録をするときにはネット上で手続をすれば300円、紙で申請すれば1,000円だということを伺っております。</p> <p>以上です。</p>
鈴木委員	<p>そうしますと、新たに何かにという、そんなに費用はかかるものではないと。でも、例えば今まで飼っていた猫ちゃんに、私のうちの猫、こういうのが入っていなかつたから入れておきたいといった場合にはちょっと獣医師さんのほうにご相談されるということですか。分かりました、ありがとうございます。</p>

	<p>私のうちの近辺にも飼い主がいっぱいいるので、または猫を放し飼いしているんではないとは言いますけれども、猫を窓を開けておかないと、猫がうちにばりいてノイローゼになるんだと言われたもんだから、私も。どこの猫だから分からないなんていふわけにもいかないし、こういう制度も出てきたのかなと感心しました。ありがとうございます。</p>
水越会長	<p>ありがとうございます。ほかにご意見等はございますでしょうか。</p> <p>私から1つ質問があるのですが、法によるマイクロチップの装着について、仙台市としてはワンストップサービスに参加するという意向があるということでおよしいでしょうか。</p>
動物管理センター所長	<p>今のところ、まだ自治体向け説明会が終わっていないような状況でして、まだ全ての情報が出ているところではございませんので、最終的な結論というのはそれを待つてということではあろうかと思うんですけども、やはりマイクロチップを入れるというの、今まで把握していなかった犬がいるということを行政がつかめるということで、狂犬病予防接種が進むということですから、その趣旨を考えましても、最終的には参加するのではないかなと思っております。</p> <p>以上です。</p>
水越会長	<p>多くの自治体が参加しないと、今、所長が言った趣旨は達成できないと思うので、今後、全国的に自治体がどう動くかということもあると思いますけれども、ご意見を聞くことができありがとうございます。</p> <p>その他、ご意見ございますか。先ほど小野委員が手を挙げました。</p>
小野副会長	<p>装着の費用の件ですね。飼い主さんが自分の意思で入れるときは当然自己負担になります。費用はもう決まっているわけじゃないので、幾らとここで断言するものではないんですけども、ざっくりいうと数千円というところが多いようです。中身はそのマイクロチップ本体の費用と施術代です。大体そんなところですね。</p> <p>以上です。</p>
水越会長	<p>ありがとうございます。その他、大丈夫でしょうか。</p> <p>では、次に進みたいと思います。</p> <p>それでは、(4) 初めて犬猫を飼う飼い主向けのリーフレット(案)についてに進みます。こちらを事務局の説明をお願いいたします。</p>
動物管理センター所長	<p>それでは、ご説明します。資料10をご覧ください。</p> <p>昨年度の協議会におきまして、細井戸委員から、コロナ禍で初めてペットを飼う方が急上昇しているとすると、飼育放棄、飼育困難につながる可能性がある、初めて犬猫を飼う人の問題にどのように対応するかということを令和3年度のアクションプランに入れたらどうかとのご意見がありました。</p> <p>そこで、会長ともご相談しながら、令和3年度のアクションプランに「初めて犬や猫を飼った飼い主向けにリーフレットを作成し、飼育相談等に活用します」との項目を追加しました。</p> <p>そのリーフレットの案でございます。1枚おめくりください。</p> <p>このリーフレットについては、令和3年度に着手はしていたのですけれども、初め</p>

	<p>て犬や猫を飼う人にどのような情報が必要かについて相当悩んだものです。一般的な事項については既に各種チラシが存在している中、検討を重ねてきました。11月に水越先生に猫の適正飼養セミナーをしていただいた際に、ペットを飼う際の困り事の改善方法なども示していただけたので、その方向性を入れてみようという話になりました。</p> <p>犬でしたら鳴き声、猫でしたら爪とぎや不適切な排泄場所などについて、このように工夫すれば改善する可能性もありますよというヒントをちりばめながら、もう一枚おめくりください、裏表紙のように、困ったときに頼れるサービス事業もあるということを紹介する形としました。</p> <p>これに関しては、デザインはこれから印刷業者に発注するもので、あくまでも内容についてご意見をいただけたらと思います。お願いします。</p>
水越会長	先生方、よろしくお願ひいたします。何かご意見等ございましたら挙手をお願いします。
細井戸委員	<p>細井戸です。先ほどから、昨年、私が指摘させていただいたことをたくさん改善していただきまして、ありがとうございます。</p> <p>福祉行政との連携を強めていって、高齢者に対する助けをしてあげることでペットと高齢者が仲よく暮らせるとか、多頭飼育の崩壊の予防になったりするとか、先ほどの件に近いと思います。今回のこの初めて飼う人向けのことに関しましても、僕は大筋大賛成で、水越先生のおかげでそういう最初の困り事というのをちょっとでも予防してあげるというのはすごく大事だなと。私は今、ペットショップと動物相談というので、初めて飼う人を相手に話をしているんですけども、最初のうちはおとなしいけど、結構手に負えなくなるというのを簡単な工夫でそれを防げるで、この視点でのパンフレットの書き方って非常にいいんじゃないかなと思っております。ですから、ここはいろいろと専門の先生方のご意見を聞いて、無駄吠え、排泄その他、具体的にちょっとした工夫をしてあげるというのを、ここを膨らませてやつたらいいものができないんじゃないかなと思いますので、よろしくお願いします。ありがとうございます。</p>
水越会長	ありがとうございます。ほかにご意見ございますでしょうか。後藤委員、よろしくお願いします。
後藤委員	拝見させていただいて、今までにペットを何回か飼育していますが、その中で、読ませていただいたときに、いきなり「犬猫を地域社会の嫌われ者にしないために」という表現だと、これってペットショップとかで……
水越会長	すみません、途中固まってしまい、話が途中、特に頭のところが私たちに聞こえていなかったので、申し訳ないのですが、最初からお願ひいたします。
後藤委員	<p>はい、分かりました。</p> <p>犬猫を初めて飼うというリーフレット、ペットショップ等でこれは配布されるものなのかなというところがまず1つの質問ですが、あと「地域社会の嫌われ者にしないために、飼い主は適正な飼養管理をすること」という、何かすごくマイナーな感じの表現が多く、まずこれだけの分量を字だけ載せたら読むんだろうかというところがま</p>

	<p>ず一番最初に感じました。</p> <p>まず、犬と猫は一緒に表記していくというお考えなんでしょうか。お聞かせください。</p>
動物管理センター所長	<p>席、替わっております。</p> <p>犬と猫を一緒に載せなければいけないんでしょうかというところは、今のところ犬と猫は一緒と考えております。初めて犬猫を飼った人への、ペットショップで配るのではなくて、飼育相談、こちらにご相談があったときに、犬でも猫でもこれを、お電話で飼育相談されて送るとかということもあるんだとは思うんですけども、飼育相談の際に使いたいというふうに今のところはそういうイメージで、アクションプランにもそのように書きましたので、そのようなイメージで作成しているかなと。</p> <p>犬と猫は一緒、別々な項目一つ一つのチラシというのはセンターにもたくさんございますので、それをぎゅっとコンパクトにしたときに、初めて犬と猫を飼った、コロナ禍で安易に犬や猫を飼ってしまった方にちょっと届いて、少し改善したりご相談したりすれば、今すごく困っていて悩んでいて、捨てたいな、誰かにあげたいなという気持ちを止められるのではないかというような気持ちを込めたというところではございます。</p>
水越会長	よろしいですか。
後藤委員	<p>ありがとうございました。すみません、私、ちょっと勘違いといいますか、これを本当に初めて迎える方に直接、その機会のある方たちに直接渡すものなのかなと思っていたので、なのでちょっといろいろ私も考えてきたところとちょっと外れるなというふうになってきてしまったのですけれども、初めて犬猫を飼うというときに、法律で決められたことがあるんですよということがぱんと分かりやすく出ているということに対しては非常にいいなと感じました。センターというか、これを出すに当たって何を一番重きを置きたいのかというところがもうちょっと明確に分かりやすく、字数を減らしたほうが届くのではないかなど感じました。</p>
水越会長	所長、よろしくお願ひします。
動物管理センター所長	<p>貴重なご意見ありがとうございます。確かに私たち、言いたいことがたくさんあります過ぎて、どうしても字がいっぱいになってしまいうという傾向はあると思います。これでもかなり絞っているつもりではあるんですけども、もっと字が減るような努力をしていきたいなど。</p> <p>それから、先ほど後藤委員がおっしゃった「犬猫を地域社会の嫌われ者にしないために」というのは、イメージが悪い印象の一文が入っていると。そもそも嫌われ者じゃないでしようということですよね、多分。そこについてもちょっと検討してみたいなと思います。貴重なご意見ありがとうございました。</p>
水越会長	そのほか。町屋委員。
町屋委員	<p>一番最後の犬猫との暮らしの備えで、下のほうに、2つの備えに利用できる民間事業者サービスがあるんですけども、この中に犬猫の保護施設をもつ愛護団体が入ってもいいのかなと思います。又は、新しい飼い主探しをしている愛護団体と相談するのもあってもいいのかなとちょっと思ったものですから、外れている理由がございま</p>

	したら教えてください
動物管理センター所長	動物愛護団体を入れていない理由でございますけれども、動物愛護団体と一口に言ってもいろいろな団体がございまして、なかなか私どもは団体の全てを把握しているわけではない。知っている団体についても全てを把握しているわけではないので、なかなかこちらからご紹介というのは難しくて、日頃の業務で引き取り先として動物愛護団体を紹介してほしいというお申し出はたくさんあるのですけれども、そこら辺はこちらからは紹介していないという部分もございまして、それで動物愛護団体を入れるというところは頭にはありませんでした。
町屋委員	ここに書いてある民間事業者サービスというは、センターのほうで仙台市のほうで紹介するという前提のものが記載されているということになるんですか。
動物管理センター所長	そこについても、個別のご紹介はしないつもりです。なかなか、役所としまして、このような一つの個別具体的なご紹介というは常日頃していないところでして、皆様、業者さんでございますので、個別具体的なご紹介はないと。ただ、初めて犬を飼った人というのは、こういう相談先もあるということすら知らないで、それで一人で困り事をためてきて、それでもう、じゃあ困っているからウンチのしつけも全然できないから捨てちゃうとか、そういうふうにならないために、ご紹介の先はあるんだよというのをお示ししたつもりでございます。
町屋委員	ありがとうございます。
水越会長	<p>時間も過ぎてしまっているところですが、私から幾つかあります。申し訳ありません。私も後藤委員と同じように、この資料を見せていただいたときに、これを初めて飼った人というか、飼い始めたばかりの人に配布するものかなと思いました。恐らく相談される方というのは、もうそこに困り事というのがすでにあるので、そういう方に配ってあまり意味がないのでは、と思います。そのような場合はもっと詳しいようなものを出す必要があるのではないかというような印象を持ちました。また、これはまだレイアウトがされていない状態ということもあるとは思うのですが、今の状態では字が多いので、なかなか読んでくれないのかなと。これはレイアウトや、後藤委員のご発言のように犬と猫を分けて総体的な文字数を減らすというのもいいのかなと思います。</p> <p>もう一つ、この「犬猫を地域社会の嫌われ者にしないために」という文言なんですが、確かにネガティブなものだとは思います。ただ、私の個人的な意見ではありますが、行政はこれぐらい言ってもいいのかなと思います。例えば業者は買ってほしいわけですから、なかなかそこまでネガティブなところは言えない、言いたくないということがあるかと思うのですが、自治体だからこそ言えるという部分でもあるのかしらと思いました。なので、個人的にはこれはよくないというふうには感じませんでした。以上です。</p> <p>ほかに何かございませんか。</p>
後藤委員	先ほどちょっと言い忘れたところがあったんですけども、犬の飼い方のルールのところに、「方が一逃げてしまった場合、飼い犬が人もしくは動物を咬んでしまった場合は、動物管理センターにご連絡ください」というのが一文の中に取り込まれている

	なんですが、逃げたときにどこに連絡したらいいか分からなかつたという声をよく聞いたもので、ぜひこれは別枠でしっかりと表現していただいたほうがいいではないかなと思ったのと、あと最後のページの犬猫との暮らしの備えの中のライフスタイルの変化で、経済的な理由で犬猫を手放すことになる云々で、飼い主を探しなさいねというのと、下の災害のときも飼い主を探しなさいねというような、同じような文面になつてので、とにかく経済的な理由とか、手放すことになった場合はそうやって探さなければいけない。その中には災害時も入るのではないかなどというところで、災害などの備えというところには、自分のペットは飼い主が守らなきやいけないんだよというところを記載いただければありがたいなと思いました。 以上です。
動物管理センター所長	ありがとうございました。
水越会長	<p>もう一つ、とても細かいところなんですかけど、適正なしつけのところで、呼び出し（オイデ）と書いてあるんですけども、オイデは呼び出しではなく、呼び戻しだと思います。細かいところですが、修正をお願いいたします。</p> <p>それでは、ご意見もほぼ出たと思いますので、議題（1）から議題（4）までについて承認されたものといたします。ありがとうございました。</p> <p>続きまして、議題（5）その他になりますが、何かこの場で協議したい案件等はございますでしょうか。ないようでしたら、議題はここまでということになりますので、進行を事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
進行	<p>水越会長、ありがとうございました。</p> <p>続きまして、次第5のその他ですが、何かこの場でご意見やご質問等ございますか。特になければ、事務局から挨拶をお願いします。</p>
動物管理センター所長	<p>本日は多数の不手際がありまして、時間もちょっと延びてしまったんですけども、大変申し訳ありませんでした。</p> <p>円滑な協議会の運営にご協力いただきまして、大変ありがとうございます。</p> <p>本日ご承認いただいた令和4年度のアクションプラン案に基づいて、本市の動物愛護行政を進めてまいりたいと思います。</p> <p>なお、議事録については、原稿ができ次第、各委員にメールや郵送でお送りしますので、修正等あればお申し出ください。ご協力よろしくお願ひいたします。</p> <p>本日は長時間にわたりご協議いただきまして、ありがとうございました。</p>
進行	以上、これをもちまして第31回仙台市動物愛護協議会を閉会いたします。 委員の皆様、本日は長い時間ありがとうございました。

令和4年3月31日

署名委員

後藤 美佐

